

柔軟な権利制限規定を踏まえた環境変化

松田山崎法律事務所
弁護士 山崎 貴啓

1 はじめに

新しい技術とビジネスの環境変化

- プラットフォーマーが自社の広告収入と引きかえに、書籍や記事のデータをいろいろなことに使っている。
- 過去には、まとめサイト、キュレーションサイト問題があった。
- 今後、書籍や記事が「データ」として、AIや検索データベースのためにどんどんコピーされ、それによって第三者が収益を上げてても、出版社や作家に還元されない。
- 偏った検索語によって偏った（誤った）情報が拡散する可能性が否定できず、本当に重要な情報や価値ある作品が人の目に触れられなくなってしまう可能性がある。

技術それ自体は中立公平なもの。情報の発信者、創作者として、法と技術を駆使してコアな部分を守る。

「使われてしまう」から「使い倒す」へ

柔軟な権利制限規定を活用すること→新規技術を活用すること

【目的】

- ・ 出版文化の維持と発展
- ・ 「知の独占」を回避
- ・ 出版社・権利者への適切な収益還元

→今後も良質なコンテンツを広く社会に届ける。

2 柔軟な権利制限規定の適否に関する議論

(1) 30条の4 関連

- ① AIによる深層学習において、大量の画像、映像、音楽、文章等の大量のデータをAIに読み込ませて学習させること（文化庁解説）

→○

さらにこの場合、情報解析の目的（非享受目的）であると認められる限り、上述のデータを学習用データとして読み込ませ、それをデータベースに蓄積（複製）することのほか、学習用データセットとして譲渡や公衆送信、複数事業者間で共有することができる。

- ② 存命中の画家の作品群のモデルの人口統計的研究、さらにそれらの3Dトポグラフィー（地形・形状）画像に至るまでのデータを収集分析する行為。また、データを学習させたAIの学習済みモデルに、その画家の作風に沿った絵画を創作させること（ex.レンブラントプロジェクト）。

→○

AI成果物として新たに作品を創出することは、「作風」（アイデア）のみの利用であれば適法だが、当該創作物が既存の著作物の表現上の特徴を直接感得させる場合には、複製又は翻案権侵害となる。

- ③ 文化的・学術的な分析やマーケティングのための分析、自動翻訳技術の向上を目的として、大量の書籍を複製し、書籍で使用されている単語や言葉遣いの特徴、ストーリー展開などを解析すること

→○

後述47条の5第1項2号の情報解析とも重なる。また、元の著作物の表現上の特徴を直接感得しない要約を作成することもあり得る。

- ④ 美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為

→○

通常、画像のゆがみのなさや色合いの再現性等、専ら開発中のカメラが求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを目的として行われる（文化庁解説）

⑤ 動画圧縮技術の開発のために、テレビの放送番組を実験的に録画・変換する行為（「年報知財」）

→○

⑥ 人を感動させるような映像表現の技術開発目的であると称して多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行うような場合

→×

客観的・外形的な状況を踏まえると、当該映画の上映を通じて視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けて上映行為が行われている（文化庁解説）

- ⑦ 民間のカルチャー教室で手本とすべき著名な漫画を複製して受講者に参考とさせるために配布したり、購入した漫画を手本にして受講者が模写したり、模写した作品をスクリーンに映して出来栄えを吟味したりする行為（知財ぶりずむ）

→×

主たる目的が作画技術を身につける点にあるとしても、著作物の表現上の特徴に着目して作品を見ることが想定され、一般的に同時に「享受」の目的もあると認められる（知財ぶりずむ）

(2) 47条の5 関連

- ① 各種検索サービスにおいて検索結果の表示に付随する書籍の本文（スニペット）、画像や映像（サムネイル）等の軽微利用

→○

ただし、例えば辞書の中に登場する単語を検索してその項目の全てが表示される場合や、映画のクライマックスシーンなどが提供される場合には、ただし書に該当する（年報知財）（知財ぷりずむ）。その他、詩集や俳句集の中の詩歌や俳句、音楽のサビの部分の提供などもただし書に該当する。

- ② 街中の風景を撮影したものでデータベースを構築し、ユーザーが周囲の風景（看板など）を撮影し検索することで、所在地の看板・店舗情報を提供する（街中風景検索サービス・平成29年報告書）

→○

③ Google Books事件

Google Booksサービスでは、プロジェクトに参加する図書館が所蔵する書籍をスキャンし、機械可読テキストを取り出し、インデックスを作り、全文検索ができるサービスを提供している。利用者が検索ワードを入力すれば、本文中の当該ワードに関する箇所のスニペット（一部）を書誌情報とともに表示する。

スニペットは1ページを8等分したもので、一度の検索で3つのスニペットが表示される。また、スニペット表示をつなぎあわせようとしても1ページごとにひとつのスニペット又は全書籍の10%は表示されないよう設定されている。

→フェアユースと認められた。

- ④ 大量の論文や書籍等をデジタル化して、検証したい論文と文章の一致について解析を行い、他の論文等からの剽窃の有無や剽窃率等の情報の提供に付随して、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文等の本文の一部を表示する（論文剽窃サービス・文化庁解説）

→○

- ⑤ 過去の症例、利用方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果提供に付随して、文献の一部を提供するサービス（医療支援サービス・知財ぷりずむ）

→○

- ⑥ 特定の情報（例えば店舗や企業、施設、人物等）についての評判に関する情報について、ブログや新聞、雑誌等で掲載されているのか等を調べることのできるサービス（評判情報分析サービス・29年審議会報告書）

→○

(3) 47条の5第2項

47条の5第1項のサービスの提供に付随して軽微利用を行うことの準備のために著作物を電子データ化し、検索用データベースを作成したり、第1項に基づくサービスを提供する事業者に対して検索用データベースを提供すること

3 検索サービスに関する検討

- 47条の5によって検索サービスを行う場合、スニペット、サムネイルによる著作物の表示（アウトプット）は、検索結果の提供に「付随して」、かつ「軽微」なものでなければならない。

→つまり、軽微であっても著作物自体を提供することが目的であってはならず、検索結果の提供によって、検索対象となる書籍や記事を代替するものであってはならない（第1項2号の情報解析も同じ）。

また、ネタバレの対応の問題もある。

一方、検索サービスは、単に必要な情報に関する検索ワードを入力して情報にアクセスする場合に限られない。様々な態様でコンテンツにアクセスする機会を増やすことができる。

(活用例)

- 観光地その他の場所に行った際、その場所に関する小説や歴史書、詩歌、観光案内などの書籍をスマートフォンの位置情報から自動検索し、レコメンドして表示する。
- 博物館に行った際、展示物の前に掲げたQRコードを読み取ると、当該展示物に関連する書籍を紹介する。


→書籍の情報を求めていなかった人にも、書籍へのアクセスの機会を増やすことができる。また、絵画、音楽、映画など他のコンテンツから連想されるテーマやトピックについて、関連する書籍に結び付けることができる。

- 全文検索のための書籍のテキストデータ、書誌データのデータベースを、情報解析（47条の5第2項2号）のためのデータベースとしても利用する。

4 情報解析サービスに関する検討

- 書籍の全文をデータベース化することで、そのデータベースを検索のみならず、情報解析にも活用することができる。
- 例えば、ヒットした小説で使用された言葉の頻度、登場人物の特徴やストーリー展開などを解析し、外部からの情報（書店、SNSその他の評判情報、書評）などと組み合わせて、次にヒットする作品の傾向を予測する。
- 書店の店内画像を解析し、平積みした書籍や書店の付けたコメント、人の動線やレイアウトなどのデータを分析して、多くの人が手に取る作品の特徴や販売の方法を知ることができる。
- 書籍のデータを翻訳に活用する。

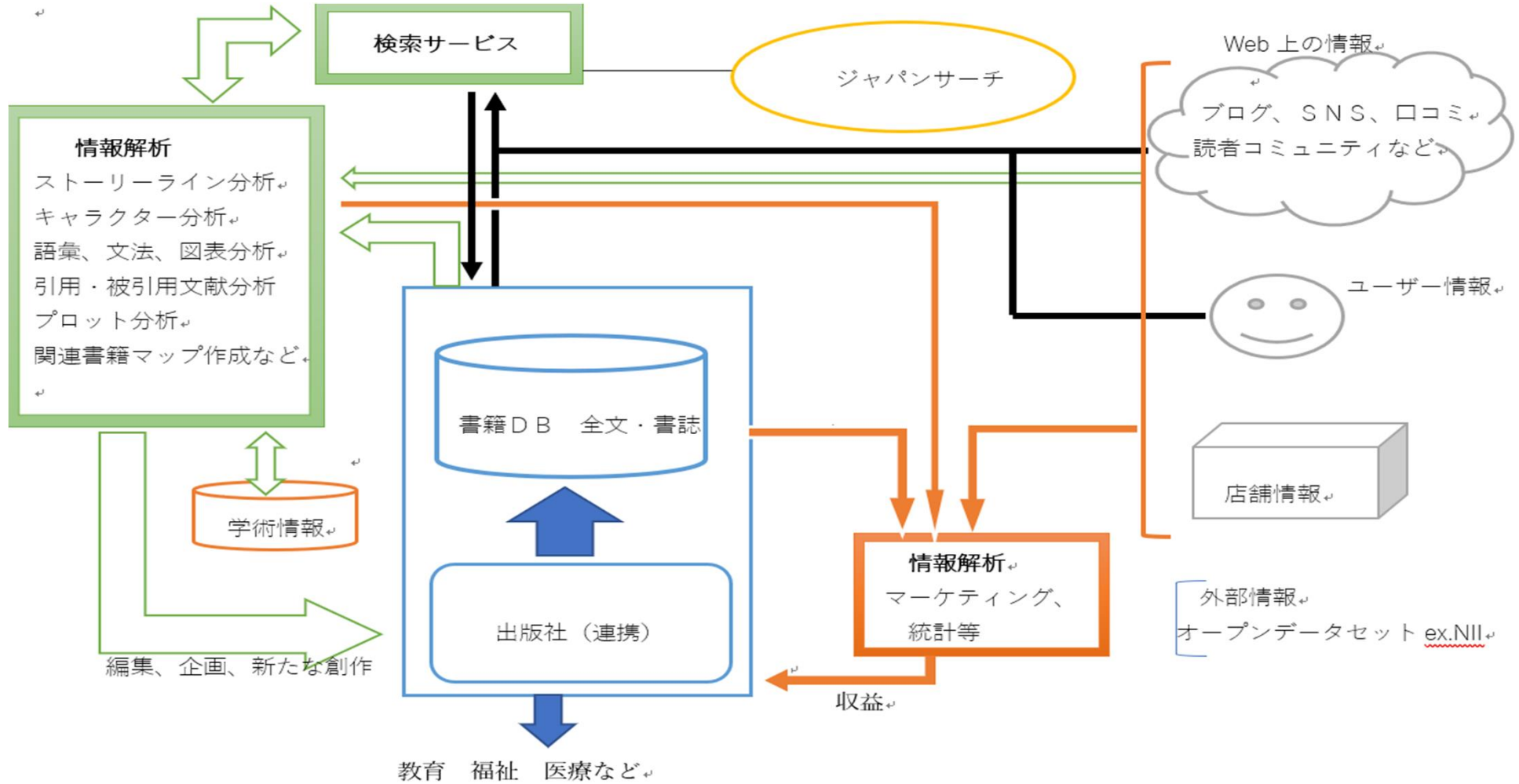
- 自動文章生成 + 自動レイアウトにより、ライターや編集者の業務を支援する。→ライターや編集者は、よりクリエイティブな業務へと注力できる。
- 書籍のデータを翻訳に活用する。
- 最近の試みの一例
 - AIで複雑な雑誌誌面のレイアウトを自動生成 (JBPress /2019.8.30)
 - 記事を要約するAI、富士通が試験公開 言葉の表現を変えて54文字以内に (ITmedia NEWS/2019.07.08)
 - ジュンク堂書店に“電子棚”登場 POPをデジタル化 「本を手にとった回数」も分析 (ITmedia ビジネスオンライン /2019.09.19)



出版業界が足並みをそろえて新たな技術を活用することによって、日本独自の書籍、言語、歴史などの文化を生かした検索システムを運用し、世界に発信することで、「知の独占」を防ぐことができる。

柔軟な権利制限規定によって、外部の情報を活用することができるようになり、作品や書籍の流通・販売に関するデータと合わせて、課題の発見と新たなビジネス、創作に繋がる可能性がある。

データの流れに関するイメージ



ご清聴ありがとうございました！

松田山崎法律事務所 弁護士 山崎貴啓

